

## 監査報告書

令和2年5月23日

学校法人 星美学園  
理 事 会 御中  
(評議員会 御中)

学校法人 星美学園

監事 三田下典昭

監事 最上二三夫

私たちは、学校法人星美学園の監事として、私立学校法第37条第3項並びに学校法人星美学園寄附行為第25条に基づいて、同学園の令和元年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）における財産目録及び計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表）を含め、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し監査を行いました。

監査の結果、私たちは、学校法人星美学園の令和2年3月31日現在の財産目録及び計算書類を含め、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを認めました。

以上